

○ 労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）（抄）

（部会）
2 第七條（略）
3 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科
会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。（分科
略）